

地域振興会議資料	
令和元年10月25日(金)	
担当課	鳥取市経済観光部 観光・ジオパーク推進課
電 話	0857 - 20 - 3227

**【鳥取市温泉事業概要】**

鳥取市温泉事業は、合併前の鹿野町、気高町が行っていた事業で、鹿野・浜村の温泉を各家庭、旅館等に配湯しており、温泉配管、配湯施設等の整備及び維持管理を行っている。

会計は、鳥取市温泉事業費特別会計として、利用者からの分担金、使用料収入を財源として運営を行っている。

＜鹿野温泉＞

昭和29年頃湧出し、開発公社が行っていた配湯事業を昭和49年度に鹿野町が引継ぎ、事業開始。配湯管をはじめとする各施設の老朽化や、温泉の枯渇現象が進行し、危機的状況に陥っていた。そこで、公共下水道の整備に合わせて、平成6年度から循環型の集中管理システムを整備。平成15年度からこのシステムで運営を開始し、効率的な温泉の安定供給を行っている。

＜浜村温泉＞

浜村温泉の歴史は古く、約500年前から湧出していたと言われている。これまで温泉の管理運営は個々に行っていたが、資源保護、利用適正化、地域発展、住民福祉増進、観光振興を図るため、平成6年度から循環型の集中管理システムを整備。平成9年度から気高町営として事業開始し、効率的な温泉の安定供給を図っている。

現在の状況

項目	鹿野	浜村	合計
源泉数	7 源泉	7 源泉	1 4 源泉
H30 新規加入者数	3 件	1 件	4 件
H30 廃止者数	6 件	1 件	7 件
H29 末 総加入者数	2 4 1 件	5 4 件	2 9 5 件
H30 末 総加入者数	2 3 8 件	5 4 件	2 9 2 件

(平成31年3月31日現在)

温泉事業費特別会計収支状況

(平成27年度からの推移)

浜村温泉・鹿野温泉

【収入】

(円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配湯負担金	6,912,000	8,748,000	7,128,000	1,620,000
温泉使用料	52,409,990	48,628,470	48,298,850	46,876,100
利子	13	2,893	12,287	6,469
雑入	0	0	237,793	0
繰越金	772,412	10,140,061	4,193,395	5,731,340
計	60,094,415	67,519,424	59,870,325	54,233,909

【支出】

(円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報酬	0	0	1,605,600	1,605,600
共済費	0	0	243,026	249,891
需用費	17,845,028	15,622,433	16,000,903	22,834,301
役務費	597,268	750,623	767,841	773,440
委託料	1,601,776	1,371,600	1,393,610	8,003,836
賃借料	161,000	161,000	161,000	161,000
補助金	0	250,000	0	0
公課費	3,309,100	3,027,700	2,949,500	2,680,900
維持管理費 計	23,514,172	21,183,356	23,121,480	36,308,968
償還金	18,829,182	18,716,673	16,169,505	6,533,544

収支差引	17,751,061	27,619,395	20,579,340	11,391,397
------	------------	------------	------------	------------

基金積立額	年度ごと	7,611,000	23,426,000	14,848,000	8,807,000
	累計	7,611,851	31,037,851	45,885,851	54,692,851

(件)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
温泉受益者数 (年度末時点)	浜村温泉	53	53	54	54
	鹿野温泉	247	245	241	238
	計	300	298	295	292

温泉状況

【配当契約期間：10年以内】

令和元年10月作成

泉質		浜村温泉		鹿野温泉	
源泉状況	低張性弱アルカリ性高温泉 管理源泉7、休止2 揚湯量3200 /分 配管延長6,169m φ150~50 配湯所2 貯湯槽150t (予備20t)、20t 配湯温度52~53℃	弱アルカリ性低張性単純泉 利用源泉7、観測4、休止1 揚湯量6200 /分 配管延長7,747m φ125~20 配湯所3 貯湯槽300t (2基)、30t 配湯温度60℃			
使用料 (+消費税)	種別 基本(1ヶ月) 超過前	種別 基本(1ヶ月) 超過前	種別 基本(1ヶ月) 超過前	種別 基本(1ヶ月) 超過前	種別 基本(1ヶ月) 超過前
月の途中は 1か月扱い	自家用A 15m³まで 6,000円 自家用B 15m³まで 3,000円 自家用C 300m³まで 27,000円 営業用A 浴槽1m³未満 45m³まで 15,000円 浴槽2m³未満 65m³まで 21,000円 浴槽2m³以上 100m³まで 30,000円 営業用B 100m³まで 9,000円 その他 100m³まで 9,000円 温泉スタンド 100ℓにつき 91円 業務用温泉スタンド 1m³につき 500円	自家用A 15m³まで 7,700円 自家用B 50m³まで 8,500円 営業用A 70m³まで 12,100円 営業用B 100m³まで 17,000円 特 別 71,000円 そ の 他 100m³まで 17,000円	自家用A 15m³超え 50m³まで 110円 50m³超え 120円 自家用B 50m³まで 120円 営業用A 70m³まで 120円 営業用B 100m³まで 120円 特 別 80円 そ の 他 100m³まで 100円	自家用A 15m³超え 50m³まで 110円 50m³超え 120円 自家用B 50m³まで 120円 営業用A 70m³まで 120円 営業用B 100m³まで 120円 特 別 80円 そ の 他 100m³まで 100円	自家用A 15m³超え 50m³まで 110円 50m³超え 120円 自家用B 50m³まで 120円 営業用A 70m³まで 120円 営業用B 100m³まで 120円 特 別 80円 そ の 他 100m³まで 100円
分担金 (+消費税)	自家用 0.5m³まで 1,500,000円 1.0m³まで 2,000,000円 1.0m³超え 2,200,000円 2.0m³まで 4,400,000円 3.0m³まで 6,600,000円 4.0m³まで 8,800,000円 5.0m³まで 11,000,000円 5.0m³超え 1.0m³につき 1,000,000円	自家用 0.5m³超え 0.1m³につき 200,000円 1.0m³まで 2,600,000円 2.0m³まで 4,000,000円 3.0m³まで 5,200,000円 4.0m³まで 6,200,000円 5.0m³まで 7,000,000円 5.0m³超え 1.0m³につき 600,000円	自家用 0.5m³超え 0.1m³につき 200,000円 1.0m³まで 2,600,000円 2.0m³まで 4,000,000円 3.0m³まで 5,200,000円 4.0m³まで 6,200,000円 5.0m³まで 7,000,000円 5.0m³超え 1.0m³につき 600,000円	自家用 0.5m³超え 0.1m³につき 200,000円 1.0m³まで 2,600,000円 2.0m³まで 4,000,000円 3.0m³まで 5,200,000円 4.0m³まで 6,200,000円 5.0m³まで 7,000,000円 5.0m³超え 1.0m³につき 600,000円	自家用 0.5m³超え 0.1m³につき 200,000円 1.0m³まで 2,600,000円 2.0m³まで 4,000,000円 3.0m³まで 5,200,000円 4.0m³まで 6,200,000円 5.0m³まで 7,000,000円 5.0m³超え 1.0m³につき 600,000円
接 続 (指定業者)	配湯活性化事業補助金 1 / 2 補助 住宅 上限 500,000円 下限 100,000円 営業 上限 1,000,000円 下限 200,000円 本管からメーターまでの引き込み経費のみ	本管からメーター器までの引き込み、宅内配管経費は個人負担 (本管から30mまで)	本管からメーター器までの引き込み、宅内配管経費は個人負担 (本管から30mまで)	本管からメーター器までの引き込み、宅内配管経費は個人負担 (本管から30mまで)	本管からメーター器までの引き込み、宅内配管経費は個人負担 (本管から30mまで)

○自家用配湯：個人等自家用に配湯するもの又は自治会の共同浴場など営利を目的としない施設。 ○営業用配湯：ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所など営利を目的とした施設、又は、市が設置する温泉量施設。 ○その他配湯：病院、診療所又は福祉施設。 ○特別配湯：産業用施設、又は、福祉施設で市長が特に必要と認めた施設。

気高：B、Cは、平成9年7月1日以前から利用。 Aは、平成9年7月1日以後に利用。

※個人等自家用配湯 鹿野：浴槽容積0.5m³以下で、かつ、流量制限器設置して吐出量80 /分のもの。 気高：浴槽容積が、1m³以下のものに限る。